

広報めいわ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明和町広告料収入事業実施要綱（平成21年明和町告示第6号。以下「要綱」という。）に基づき、明和町が発行する広報紙（以下「町広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の可能な範囲等)

第2条 町は、町広報紙上に、町政情報の妨げ及び誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うものとする。

2 広告は、企業や事業所、商店等の広告とし、本町の広告媒体としての町広報紙の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、町民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、町長が指定した位置とする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、原則として紙面の右から左方向に申込順とする。

2 広告料の納付が遅れた場合には、広告料の納付日を申込日とみなし、掲載順を決めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦45ミリメートル、横88ミリメートル

(2) 色 1色（黒又は町が指定する色。ただし、町が指定する条件を満たした電子ファイルの場合は2色も可とする。）

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月、6か月、12か月を単位とし、町広報紙に掲載する。ただし、更新は妨げない。

(広告掲載料)

第7条 1枠の広告掲載料（以下「広告料」という。）は、次のとおりとする。

期間	広告料	備考
1か月	5,000円	
6か月	25,000円	1か月分の広告料を割引
12か月	50,000円	2か月分の広告料を割引

2 割引にする掲載月は、6か月の場合は最後の1か月、12か月の場合は最後の2か月とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、掲載できる枠に応じて広報めいわ及び町ホームページにより随時行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告の掲載を希望するもの（以下「希望者」という。）は、広報めいわ広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要な書類等を添付して、掲載を希望する月の1か月前までに町長に申込みものとする。

2 町内に住所（所在地）を有しない希望者は、市町村税の納付状況（直近1年度分）を

確認できる書類を提出するものとする。

(広告の掲載決定)

第10条 町長は、前条による申込みを受付けたときは、要綱第3条の規定に基づき、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果を広報めいわ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、希望者に通知するものとする。

(広告の掲載原稿)

第11条 掲載する広告の原稿は、広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が作製し、掲載を希望する月の広報紙発行日の1か月前までに提出するものとする。

2 広告の原稿作製に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告料の納付)

第12条 広告主は、掲載期間の広告料を町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲載はしない。

(広告料の返還)

第13条 納付した広告料は原則として返還しない。ただし、次の場合は納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

(1) 掲載決定後又は開始後、町の都合により掲載ができなくなった場合

(2) その他、広告主の責に帰さない理由により、町が広告掲載を取消した場合

2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲載決定期間のうち、1日も掲載されていない月の広告料について返還するものとする。

(広告の掲載取消し)

第14条 町長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは当該掲載を取消することができる。

(広告の掲載取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、町広報紙の広告掲載を取下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、町長は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月10日から施行する。